令和８年６月１日

入札参加業者　様

志摩市　総務部　検査契約課

工事請負契約約款第 26 条第 5 項の運用基準の改正について

志摩市発注工事に係る「工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項)」の運用を改正し、令和 8 年 6 月 1 日から適用します。

記

改正内容

主な改正内容は、次のとおりです。

１　スライド額算定方法について現行ルールに加えて、新たなルールを追加

・現行制度に加えて、国や三重県の制度にならい「実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合には、実際の購入金額を用いて算定する」方法を追加しました。

２　文面を三重県の制度と合わすように修正

・本市の運用の文面を、県の運用の制度に合わすように修正しました。